

答 申 保 第 55 号  
平成 29 年 6 月 19 日  
(諮問保第 72 号)

## 答 申

### 1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、全部開示とした決定は、妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成 14 年鹿児島県条例第 67 号。以下「条例」という。）第 11 条の規定に基づき、平成 28 年 8 月 31 日付けで「請求人が医務係に対し、〇〇病院への苦情・要請等を相談した記録及び医務係が〇〇病院に対し請求人の情報を提供した記録及び〇〇病院が医務係に請求人の情報を提供した記録一切。ファイルの名称を含む。」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成 28 年 9 月 27 日付け保福第 481 号で、保有個人情報全部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、平成 28 年 11 月 4 日付けで審査請求がなされたものである。

#### (2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、全部開示された保有個人情報以外の、実施機関が保有していると思われる個人情報の開示を求めるというものである。

#### (3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で述べている審査請求の理由は、要約すると次のとおりである。

ア 鹿児島県が、本件審査請求人に対し、平成 28 年 9 月 27 日付け、「保有個人情報全部開示決定通知書」により処分した。

イ 鹿児島県の処分理由によれば、「鹿児島県医療安全支援センターの事務

に関し、相談者の相談内容を記録し、相談者への対応に当たる必要があるため。」とし、条例第 17 条第 1 項規定を根拠とするものようである。

ウ しかしながら、前記「開示請求による措置」条例第 17 条第 1 項規定によれば、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 4 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、この限りではない。」となっている。

エ 条例第 17 条第 1 項ただし書き、「利用目的の明示」第 4 条は、「実施機関は本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第 22 条第 1 項、第 25 条第 2 項及び第 49 条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。」となっている。

オ 尚、同条第 2 号は、「利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利を害するおそれがあるとき。」となっている。

同条第 3 号は、「利用目的を本人に明示することにより、県の機関、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」となっている。

カ 然れば、平成 28 年 9 月 27 日付、「保有個人情報全部開示決定通知書。」の処分理由条例第 17 条第 1 項の根拠を欠いていると言わざるを得ない。

キ 平成〇年〇月〇日〇〇病院において直腸カメラ（内視鏡）の検査を受けた際の対応について

検査終了後、本件審査請求人は男性看護師の介助による肛門清拭行為

を受けた。よもやも男性看護師の介助を思ってもみななかった。

平成○年○月○日本件審査請求人が○○病院へ苦情として他に女性看護師もいたはずと抗議したものの、○○病院が「ローテーションだった。」等々いい、本件審査請求人の要望を受け入れなかった。

しかも、当時介助の男性看護師は頻繁に咳をしていた。それに対しても、○○病院は対応を示さなかった。

ク 審査請求人が○○病院の直腸カメラ検査で男性看護師の介助を受けていた上、その看護師にお尻まで拭いてもらったが尚一層の羞恥心をかかった旨の苦情・相談として鹿児島県にした。また、その看護師が風邪をひいていたため患者は感染のリスクも背負い込むおそれに病院は一層の配慮をしてもらいたい旨相談・苦情を言った。審査請求人は○○病院の患者であり鹿児島県に対し、○○病院の苦情・相談をしたわけである。

ケ 平成○年○月○日本件審査請求人は鹿児島県に、厚生労働省所管の医療安全支援制度の主旨を知ったうえ電話を架けた。

コ しかし、鹿児島県作成の文書は「平成○年○月○日（○）○○病院からの文書が○日の夕方に着いた。」との記載から構成している。

然り、鹿児島県は○月○日（○）までの、本件審査請求人及び鹿児島県、○○病院間のやりとりした文書を保有していると考ええる。

サ 平成○年○月○日以降、本件審査請求人は鹿児島県に、本件審査請求人宛て平成○年○月○日付○○病院担当○○作成の速達郵便（平成○年○月○日受取）に関する文書作成過程を知りたい旨、○○病院に対し情報公開請求ができるかどうか相談した。

シ その最中に、本件審査請求人宛て平成○年○月○日付○○病院の代理人弁護士を名乗る○○から配達証明郵便（平成○年○月○日午後○時過ぎ受取）がきた。

そのため、本件審査請求人が○○病院へ直接電話を架けられない為、これを鹿児島県に相談した。

ス 以降、本件審査請求人が鹿児島県に、○○病院に対するカルテ開示をしたい旨そのガイドラインを知りたいと相談した。

セ 結局のところ、カルテ開示請求の様式すら知らされず、本件審査請求人は仕方なくインターネットから中央省庁が公開している保有個人情報開示請求書をダウンロードして、平成〇年〇月〇日付保有個人情報開示請求書を郵送した。

この際に印紙 300 円を貼付したものの事前に知らされていたら、印紙は不要だった。

ソ 鹿児島県が本件審査請求人の相談をどのように決裁するのか係長野口に尋ねた。係長野口は自身の判断のみ終結させ決裁はないと言った。

係長野口の説明通り解釈すれば、鹿児島県作成の文書の最上段に鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課課長塩田はじめとし課長補佐（医務担当）玉利、医務係長野口、主査俵、主事大山、竹下の押印とみてとれる文書であるものの、これが、どういう経緯の押印であるか、押印の日付さえ明らかでない。

タ 本件開示文書はその構成からして、本件審査請求人が鹿児島県に、平成 28 年 8 月 31 日付「保有個人情報開示請求書」提出後わざわざ新しいものを作成した文書と考えられる。

したがって、ほかにまだ文書はあるはずである。文書を保有していなければならぬはずと考える。本件審査請求人は鹿児島県が職務放棄及び職務怠慢をしたと考えていない。

チ 本件審査請求人は相談者の様々な要望を、鹿児島県が実際どのように把握できているか探求して知りたい。御審査会もよく探求していただきたい。

ツ 鹿児島県の処分は、「保有個人情報の開示義務」法第 13 条第 1 項の規定に違反しており、違法である。

テ 鹿児島県において〇月上旬の相談員は医療従事者と知れた。その専門員は堀切氏で、「〇〇さんのいうことを一言一句間違えないで〇〇病院に伝えるのは難しい、自分で言いなさい。」と言ったものである。それを鹿児島県がどうしたか知りたい。

ト 弁明書の記載に、「処分に影響を与えるものではない」というもののようであるが、そもそも法第 6 条の 13 の 1 号規定は、「必要に応じ助言を

行うこと。」となしているものである。原決定どおりであれば〇〇病院に対し鹿児島県がどう関わったか知れない。

ナ 弁明書の記載、「したがって、審査請求人が主張する文書を本県では所有していない。」と、まことしやかに鹿児島県は言うもののようであるが、これが、まったくもって論外な言い方である。

もともと今回審査請求人が行った開示請求の情報公開の対象文書でない。

したがって、原決定は破棄されるべきものである。

ニ 鹿児島県の処分により、本件審査請求人は憲法第 13 条が国民に保障する基本的人権を侵害された。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書の写し及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報  
相談等概要記録

(2) 全部開示決定の理由

ア 審査請求人は、「「保有個人情報全部開示決定通知書。」の条例第 17 条第 1 項の根拠を欠いていると言わざるを得ない。」と記載しているが、個人情報保護条例第 17 条第 1 項は、開示又は不開示の決定（開示決定等）をしなければならないこととその際は開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知することを定めたものである。

イ また、第 4 条第 2 号又は第 3 号は、利用目的を本人に明示することにより、本人若しくは第三者の権利利益を害するおそれ又は実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合であり、これらの場合には本人に対して利用目的を明示する義務を課さないこととしている。このため、これらの場合においては、利用目的について本項の適用を除外することとしたものであり、当該案件はこれに該当しないことから、開示する保有個人情報の利用目的を明示したものである。

ウ 当該案件の全部開示決定通知書は、開示する保有個人情報の利用目的

及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知していることから、個人情報保護条例第 17 条第 1 項の根拠を欠くものではない。

エ 今回、開示請求の対象となっている医療安全支援センターの制度は、医療法第 6 条の 13 第 1 項の規定に基づき、「患者又はその家族から県内の病院等における医療に関する苦情に対応し、又は相談に応ずるとともに、相談者や病院等の管理者に対し、必要に応じ、助言を行う」などの事務を実施するものである。

受け付けた苦情や相談等については、基本的に相談記録をその都度作成し、回覧の上、保存している。

オ 通常、医療安全支援センターへの相談は全て 2 名の相談員が対応しているが、相談員での対応が困難な事案の場合は、必要に応じて、他の職員や上司が代わりに対応することがある。今回の審査請求人の事案についても、このような事案に該当すると判断し、また審査請求人からの要求もあったことから、○月○日以降は基本的に医務係長が対応していた。

カ 審査請求人は、「鹿児島県作成の文書は「平成○年○月○日（○）○○病院からの文書が○日の夕方に着いた。」との記載から構成している。然り、鹿児島県は○月○日（○）までの、本件審査請求人及び鹿児島県、○○病院間のやりとりした文書を保有していると考え。」と記載しているが、「○○病院からの文書が○日の夕方に着いた。」という記載は、審査請求人が、○月○日に電話で話した内容を記載したものであり、ことばを補うと、「審査請求人の下に○○病院からの文書が○日の夕方に着いた。」ということである。

したがって、審査請求人が主張する文書を本県では所有していない。

キ 審査請求人は、「本件開示文書はその構成からして、本件審査請求人が鹿児島県に、平成 28 年 8 月 31 日付「保有個人情報開示請求書」提出後わざわざ新しいものを作成した文書と考えられる。」と記載しているが、開示を実施した審査請求人からの相談記録は、○月分だけでも○日分の記載があり、実際には 1 日に複数回の電話があった内容を集約したものである。

ク 通常、相談記録は、その都度作成し、回覧の上、保存しているが、当該審査請求人からは、以前から度々相談があり、過去の実例から対応が

長期にわたる可能性があるという認識が前提としてあったことや、各回の相談がそのときの対応で完結せず、1つ1つの案件が継続していることから、その都度、電話を受けた者が上司である課長補佐に、状況によっては課長まで、口頭で報告相談等を行った上で、後日各回の相談記録を作成することとしていたところ、長時間にわたる電話の回数が顕著になってきた〇月〇日頃に、内容を集約した1ヶ月分の相談記録をまとめて作成し、課長まで回覧の上、保存することとしたものである。

今回の開示請求の対象となった平成〇年〇月の記録についても、〇月〇日に作成し、課長まで回覧したものである。

ケ 審査請求人の相談等の内容は継続したものであり、〇月〇日以降の記録にそれまでの相談の内容も含まれているため、〇月〇日からの記録となっている。

コ 平成〇年〇月〇日から〇日までの電話については、相談員や医務係長が備忘録として電話のやりとりを簡単に記録したメモは存在するが、個人的に使用し保管していたものであるため、公文書には該当しない。

また、〇月〇日以降の記録についても、1ヶ月分の相談記録をまとめて作成するために電話を受けた職員が作成したメモ程度のものは存在するが、医務係長が個人的に使用し保管していたものであるため、公文書には該当しない。

サ 実施機関が審査請求人からの要望等を〇〇病院に対し、どのように伝えたかについては、審査請求人から病院側に伝えるよう求められたのを受けて、実施機関としては〇〇病院に対し、口頭でできるだけそのまま伝えるという対応をとり、その部分も相談等概要記録に記載している。

〇〇病院とのやりとりは電話で行っており、電子メールや紙面を受けたものはないので、記録としては「相談等概要記録」に記載されているものがすべてである。

シ 審査請求人からなされた開示請求に対しては、個人情報保護条例第 13 条各号に掲げられている不開示情報がなかったことから、請求に係る保存してある全ての相談記録を全部開示とした。

ス 審査請求人は、「したがって、ほかにまだ文書はあるはずである。」と記載しているが、上記のとおり、請求のあった保有個人情報は、全て開

示している。

セ 審査請求人は、「鹿児島県の処分は、「保有個人情報の開示義務」法第 13 条第 1 項の規定に違反しており違法である。」と記載しているが、請求のあった保有個人情報は全て開示していることから、何ら違法ではない。

ソ その他の審査請求人の主張については、当該処分の判断に影響を与えるものではない。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

| 年 月 日             | 審 査 の 経 過   |
|-------------------|---|
| 平成 28 年 12 月 15 日 | 諮問を受けた。   |
| 平成 29 年 1 月 16 日  | 実施機関から弁明書の写し及び反論書の写しを受理した。                                    |
| 1 月 19 日          | 口頭意見陳述申立書を受理した。   |
| 3 月 22 日          | 諮問の審議を行った。(事務局から事案を説明)  |
| 4 月 25 日          | 諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)<br>(口頭意見陳述の申立てについて協議し、実施しないこととした。) |
| 5 月 19 日          | 事務局職員による公文書の調査を行った。   |
| 6 月 13 日          | 諮問の審議を行った。  |

##### (2) 審査会の判断について

###### ア 医療安全支援センターについて

医療安全支援センターでは、医療法第 6 条の 13 第 1 項の規定に基づき、「患者又はその家族から県内の病院等における医療に関する苦情に対応し、又は相談に応ずるとともに、相談者や病院等の管理者に対し、必要に応じ、助言を行う」などの事務を実施している。

また、通常、医療安全支援センターへの相談には 2 名の相談員が対応し、受け付けた苦情や相談等については、基本的に相談記録をその都度作成し、回覧の上、保存している。

###### イ 本件対象保有個人情報について

実施機関は本件処分に係る対象保有個人情報として、上記 3(1)のとおり特定し、開示した保有個人情報が実施機関が保有する個人情報の全てで



あるとして本件処分を行っている。

これに対し、審査請求人は全部開示された保有個人情報以外の、実施機関が保有していると思われる個人情報の開示を求めていることから、実施機関が行った本件処分の妥当性について検討する。

ウ 保有個人情報の特定について

上記 3(2)エにもあるように、実施機関では、医療安全支援センターで受け付けた相談等については、基本的に相談記録をその都度作成し、回覧の上、保存しているということであった。

また、審査会において、本件対象保有個人情報として特定された「相談等概要記録」を見分したところ、平成〇年〇月〇日から〇日の間に審査請求人からあった相談の内容が記載されており、それらの中に審査請求人が求める「医務係に対し、〇〇病院への苦情・要請等を相談した記録及び医務係が〇〇病院に対し請求人の情報を提供した記録及び〇〇病院が医務係に請求人の情報を提供した記録」が含まれていた。

したがって、実施機関が上記 3(1)を対象保有個人情報として特定したことは妥当である。

エ 全部開示した保有個人情報以外の保有個人情報の存否について

上記 3(2)クにもあるように、実施機関では、通常、医療安全支援センターで受け付けた相談等については、その都度相談記録を作成し、回覧の上、保存しているが、当該審査請求人からは、以前から度々相談があり、過去の実例から対応が長期にわたる可能性があるという認識が前提としてあったこと等から、その都度、電話を受けた者が上司に口頭で報告相談等を行った上で、後日各回の相談記録を作成することとしていたところ、長時間にわたる電話の回数が顕著になってきた〇月〇日頃に、内容を集約した 1 ヶ月分の相談記録をまとめて作成し、課長まで回覧の上、保存することとしたものであった、ということだった。

また、3(2)ケ及びコにもあるように、審査請求人の相談等の内容は継続したものであり、〇月〇日以降の記録にそれまでの相談の内容も含まれているため、〇月〇日からの記録となっており、平成〇年〇月〇日から〇日までの電話については、相談員や医務係長が備忘録として電話のやりとりを簡単に記録したメモは存在するが、個人的に使用し保管していたものであるため、公文書には該当せず、〇月〇日以降の記録についても、1 ヶ月分の相談記録をまとめて作成するために電話を受けた職員が作成したメモ程度のものは存在するが、医務係長が個人的に使用し保

管していたものであるため、公文書には該当しない、とのことだった。

以上のような実施機関の説明を踏まえると、全部開示した保有個人情報以外に個人情報の存在を推認させる事実は確認できず、請求のあった保有個人情報はすべて開示しているという実施機関の主張に特段、不自然、不合理な点も認められない。

また、審査会の事務局職員をして文書管理表を基に実施機関の執務室内を確認させたところ、全部開示した保有個人情報以外に該当する保有個人情報は存在しなかった。

したがって、実施機関は全部開示した保有個人情報以外に該当する個人情報を保有していないと認められる。

オ 本件処分の妥当性について

よって、本件においては、全部開示した保有個人情報以外に該当する保有個人情報の存在は認められなかったため、実施機関が行った全部開示決定は妥当である。

カ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。